

「国土法(国土利用計画法)」に基づく届出

一定の面積以上の土地を購入されたかたは、契約（予約を含む）の締結後 2 週間以内に届出が必要です。

※一定面積以上の土地とは、市街化区域 2,000 平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域では 5,000 平方メートル以上、都市計画区域以外の区域では 10,000 平方メートル以上の土地をいいます。

※合計すると一定面積以上になる一団の土地を分割して買う場合には届出が必要です。

届出対象となる取引形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻件等の譲渡（予約を含む）

提出資料

- ・ 土地売買等届出書（別記様式第三）
- ・ 土地売買契約書等の写し
- ・ 土地の位置を明らかにした 5 万分の 1 以上の図面（例）道路地図等
- ・ 土地の形状等を明らかにした図面（例）地番図等
- ・ 委任状（※代理人が届出する場合）

提出部数

- ・ 届出書は、正本 1 部、副本（コピー可能）2 部
- ・ 届出書以外の添付書類は、各 3 部

届出先

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

下川町役場 総務企画課

電話番号：01655-4-2511

F A X :01655-4-2517